

# とくしま オーガニック情報

NPO法人徳島県有機農産物認証協会機関誌

## 第 6 号

徳島市かちどき橋1丁目41番地  
徳島県林業センター4階  
徳島県農業会議内

TEL 088-655-8368

FAX 088-655-8364

E-mail ninsho@tokukaigi.or.jp

## 本協会新法で再スタート

一昨年6月にJAS法が改正され、本協会の有機農産物生産行程管理者等の登録認定機関としての有効期限は昨年2月末で切れました。これにより本協会が登録認定機関として再度有機農産物生産行程管理者等の認定を行うためには、改めて農林水産大臣にその認可を受ける必要がありましたが、目出度く昨年5月8日に農林水産大臣に認可を受けることができました。2カ月余りの空白期間がありましたが、認定事業者等関係者の皆様方に大きな迷惑もかけずに新法で再スタートをすることができました。

また、この法改正に伴い本協会から認定を受けている有機農産物生産行程管理者等の方も、引き続き有機農産物の生産・販売等を行うためには、平成21年3月1日までに改めて本協会の認定を受ける必要がありますが、殆どの方が改めて認定を受けるとともに、そうでない方についても期限までに認定を受ける意向であります。

### 新法での登録認定機関は、次のようになります。

#### ○ 登録認定機関は農林水産大臣の代行機関から民間の第三者機関に移行

・登録認定機関は、自主的に認定事業者に対し、認定事項が認定の技術的基準に適合しているかを確認。

・認定の取消し処分も登録認定機関が行う。

・国は登録認定機関に対する監査等により新たな認証システムが適正に確保されているかチェック。

・改善が必要であれば登録認定機関に対し適合命令、改善命令等を発出。

(2) 平成19年3月31日

---

○ 登録の基準

- ・ I S O / I E C ガイド65に適合する法人
- ・ 被認定事業者に支配されていない法人

○ 認定に関する業務の方法の基準

① 認定の実施方法に関する基準

- ・ 書類審査及び実地検査により適合を確認
- ・ 欠格事項（罰金刑から1年、認定取消から1年）
- ・ 認定するときの事業者への条件付与

② 認定事項の確認に関する基準

- ・ 認定事項の変更に伴う確認
- ・ 定期的な確認
- ・ 不適合のおそれのある事実を把握した場合の確認

③ 認定事業者の認定の取消しその他の措置の実施方法に関する基準

- ・ 認定の技術的基準に適合するための措置請求
- ・ 格付業務の改善に関する措置請求
- ・ 表示の方法に関する措置請求
- ・ 格付業務停止、出荷停止に関する措置請求
- ・ 認定取消しに関する事項

④ 認定事業者の認定等に係る公表に関する基準

- ・ 認定事業者の認定をしたとき
- ・ 認定事業者に格付業務停止、出荷停止を請求したとき
- ・ 認定事業者が格付業務を廃止したとき
- ・ 認定の取消しをしたとき

○ 登録認定機関に対する国の関与は事後監視型へと移行

- ・ 業務規程、認定手数料は認可制から届出制
  - ・ 登録後の農林水産大臣による登録基準への適合命令及び業務改善命令を新たに措置
-

# 1年間の活動記録

## ●理事会・総会

### ○第8回理事会

と き：平成18年5月10日

ところ：徳島市「ウェルシティ徳島厚生年金会館」

- 議 案：①平成17年度の事業報告並びに収支決算について  
②平成18年度の事業計画並びに収支予算について  
③平成18年度の会費額並びに賦課納入について  
④定款の変更について  
⑤内部監査結果について

### ○第6回通常総会

と き：平成18年5月20日

ところ：徳島市「ウェルシティ徳島厚生年金会館」

議 案：第8回理事会の議案と同じ

## ●生産行程管理担当者及び格付担当者講習会

### ○第1回

と き：平成18年5月20日

ところ：徳島市「ウェルシティ徳島厚生年金会館」

- 講習内容：①改正JAS法及び有機認定制度について  
②有機農産物及び有機加工食品の日本農林規格、及び認定の技術的基準について  
③有機農業概論について  
④有機認定業務規程及び有機認定申請について  
⑤有機農産物の格付等について

受講・修了者：84名

### ○第2回

と き：平成18年8月8日・18日

ところ：美馬郡つるぎ町「端山住民センター」、徳島市「タウンホテル千代」

講習内容：第1回講習会と同じ内容

受講・修了者：2名

### ○第3回

と き：平成19年2月6日

ところ：徳島市「徳島県林業センター」

講習内容：第1回講習会と同じ内容

受講・修了者：27名

## ●検査員・判定委員研修会

### ○第1回（第1回生産行程管理担当者及び格付担当者講習会との合同で行いました）

と き：平成18年5月20日

(4) 平成19年3月31日

ところ：徳島市「ウェルシティ徳島厚生年金会館」

研修内容：第1回生産行程管理担当者及び格付担当者講習会と同じ

○第2回（会員研修会との合同で行いました）

と き：平成19年2月23日

ところ：愛媛県西条市・遠赤青汁(株)丹原農場、今治市役所

研修内容：①企業の遊休・荒廃農地を活用したケールの有機栽培の取り組みについて

②今治市における学校給食での有機栽培農産物の地産地消の取り組みについて

●会員研修会（第2回検査員・判定委員研修会との合同で行いました）

と き：平成19年2月23日

ところ：愛媛県西条市・遠赤青汁(株)丹原農場、今治市役所

研修内容：①企業の遊休・荒廃農地を活用したケールの有機栽培の取り組みについて

②今治市における学校給食での有機栽培農産物の地産地消の取り組みについて

●啓発普及

と き：平成18年9月14・15・16日

ところ：徳島市「アスティとくしま」

方法と内容：徳島ビジネスチャレンジメッセ2006に参加し、有機JAS制度関係のパネル、資料の展示、及び同制度関係のパンフレットを配布しました。

●有機検査

年 月 日	種 別	場 所	件数
平成18年6月22日	有機加工食品生産行程管理者	勝浦郡勝浦町	1件
平成18年6月22日	有機加工食品小分け業者	勝浦郡勝浦町	1件
平成18年6月29日	有機農産物生産行程管理者	美馬市木屋平	5件
平成18年7月21日	有機農産物生産行程管理者	阿南市那賀川町	1件
平成18年7月25日	有機農産物生産行程管理者	勝浦郡上勝町	1件
平成18年7月25日	有機加工食品生産行程管理者	勝浦郡上勝町	1件
平成18年7月27日	有機農産物生産行程管理者	美馬市木屋平	4件
平成18年7月28日	有機農産物生産行程管理者	美馬市木屋平	4件
平成18年9月20日	有機農産物生産行程管理者	美馬市木屋平	3件
平成18年9月29日	有機農産物生産行程管理者	板野郡藍住町	4件
平成18年10月10日	有機農産物生産行程管理者	美馬郡つるぎ町	2件
平成18年10月27日	有機農産物生産行程管理者	板野郡板野町、北島町、上板町	2件
平成18年10月31日	有機加工食品生産行程管理者	吉野川市鴨島町	1件
平成18年11月6日	有機加工食品生産行程管理者	美馬市木屋平	1件
平成18年11月16日	有機農産物生産行程管理者	勝浦郡勝浦町	1件
平成18年11月17日	有機農産物小分け業者	徳島市川内町	1件
平成19年1月17日	有機農産物生産行程管理者	板野郡上板町	1件
平成19年1月18日	有機加工食品生産行程管理者	勝浦郡勝浦町	1件
平成19年1月19日	有機農産物生産行程管理者	鳴門市大津町	1件
平成19年1月22日	有機農産物生産行程管理者	美馬郡つるぎ町、美馬市美馬町	3件
平成19年1月23日	有機農産物生産行程管理者	美馬市美馬町	3件
平成19年3月9日	有機農産物生産行程管理者	美馬市木屋平	1件
計			22回 43件

## ●有機判定委員会

年 月 日	種 別	場 所	件数
平成18年7月26日	有機農産物生産行程管理者	徳島市「タウンホテル千代」	5件
平成18年7月26日	有機加工食品小分け業者	徳島市「タウンホテル千代」	1件
平成18年7月26日	有機加工食品生産行程管理者	徳島市「タウンホテル千代」	1件
平成18年8月31日	有機農産物生産行程管理者	徳島市「タウンホテル千代」	10件
平成18年8月31日	有機加工食品生産行程管理者	徳島市「タウンホテル千代」	1件
平成18年10月30日	有機農産物生産行程管理者	徳島市「タウンホテル千代」	9件
平成18年11月28日	有機加工食品生産行程管理者	徳島市「タウンホテル千代」	2件
平成18年11月28日	有機農産物生産行程管理者	徳島市「タウンホテル千代」	2件
平成19年1月5日	有機農産物小分け業者	徳島市「タウンホテル千代」	1件
平成19年1月5日	有機農産物生産行程管理者	徳島市「タウンホテル千代」	1件
平成19年3月8日	有機農産物生産行程管理者	徳島市「タウンホテル千代」	8件
平成19年3月8日	有機加工食品生産行程管理者	徳島市「タウンホテル千代」	1件
計 12回 42件			

## 有機認定者一覧

次の者が、平成19年3月31日現在の認定者です。備考欄で、㊦は旧法で認定を受け、新法で更新した者です。㊧は旧法で認定を受け、新法で更新の意向の者です。㊨は、新法で認定を受けた者です。

### ■有機農産物

No.	生産者名	栽培地	農産物名	認定年月日	備考	No.	生産者名	栽培地	農産物名	認定年月日	備考
1	天田善信	美馬市	ゆず、唐辛子	14.11.28	㊦	16	横手忠男	藍住町	洋人参、米	16.10.26	㊦
2	美馬キウイ生産組合(6戸)	美馬市、つるぎ町	キウイフルーツ	15.2.17	㊧	17	松家安信	美馬市	ゆず	17.6.15	㊦
3	阪東農園	上勝町	すだち	15.9.12	㊦	18	香川米子	美馬市	ゆず	17.6.15	㊦
			ゆず			19	管惣敏夫	美馬市	ゆず	17.6.15	㊦
			ゆこう			20	休場正人	美馬市	ゆず	17.6.15	㊦
			茶			21	梶田照江	美馬市	ゆず	17.8.9	㊦
4	松家繁信	美馬市	ゆず	15.9.12	㊦	22	近藤龍一	美馬市	ゆず	17.8.9	㊦
5	西村利治	美馬市	ゆず	15.9.12	㊦	23	田中康啓	勝浦町	すだち	17.10.18	㊦
6	休石竹良	美馬市	ゆず	15.9.12	㊧				ゆこう		
7	新居克之	徳島市	黒米	15.9.19	㊦				ゆず		
8	井上武夫	美馬市	ゆず	16.6.15	㊦	24	藤本高次	美馬市	ゆず	17.10.18	㊦
9	風尾新	美馬市	ゆず	16.6.15	㊦	25	西條文雄	上板町	水稲、そば、野菜、サトウキビ	17.11.21	㊦
10	中尾廣文	美馬市	ゆず	16.6.15	㊦	26	(有)酒井農園	鳴門市	れんこん	17.11.21	㊦
11	新田弘	美馬市	ゆず	16.6.15	㊦	27	山本秀昭	美馬市	ゆず	18.3.29	㊧
12	若宮重利	美馬市	ゆず	16.6.15	㊦	28	岡鼻高義	つるぎ町	ゆず	18.11.1	㊨
13	久次米靖章	藍住町	洋人参	16.10.26	㊦	29	中川是善	つるぎ町	ゆず	18.11.1	㊨
14	斉藤宣夫	藍住町	かぶら、みぶな、白菜	16.10.26	㊦	30	マルサカ有機生産組合	北島町	れんこん	18.11.29	㊨
15	佐藤浩史	藍住町	かぶら、みぶな、白菜、米	16.10.26	㊦	31	㊦農園KANEKO	上板町	米、キウイ、蕎麦	18.11.29	㊨

■有機農産物加工食品

No.	製造業者名	製造地	加工食品名	認定年月日	備考	No.	製造業者名	製造地	加工食品名	認定年月日	備考
32	徳島金長(株)	阿波市	乾燥麺	15.2.12	Ⓜ	34	野田ハニー食品工業(株)	吉野川市	すだち・ゆこう・ゆず清涼飲料	15.9.18	Ⓜ
			粉末乾燥麺						ノニジュース		
			α化米								
33	阪東食品	上勝町	すだち酢	15.9.18	Ⓜ	36	(株)かねきち	勝浦町	すだち酢	17.12.12	Ⓜ
			ゆず酢						ゆこう酢		
			ゆこう酢						ゆず酢		
			晩茶						ゆず皮		
			すだち皮			37	(株)谷食糧	石井町	そば米	18.3.31	Ⓜ
			ゆこう皮						そば粉		
			ゆず皮								
38	(有)ハス商会	勝浦町	粉末納豆 乾燥納豆	18.7.26	Ⓜ						

■有機食品小分け

No.	小分け業者名	小分け地	小分け食品名	認定年月日	備考
39	(有)ハス商会	勝浦町	豆乳ティーバッグ	18.8.2	Ⓜ
			乾燥納豆		
40	生活協同組合連合会コープ自然派事業連合川内事業所	徳島市	馬鈴薯、玉葱、人参、ピーマン、ナス、キュウリ、トマト、ミニトマト	19.1.5	Ⓜ

## 有機視察研修の概要

2月23日に愛媛県の遠赤青汁株式会社(本社・東温市、社長・高岡照海)の丹原農場(西条市)と今治市役所を視察研修しました。本協会の会員、有機認定の検査員・判定委員ら18名が参加しました。

遠赤青汁株式会社の丹原農場は、地域で遊休・荒廃している果樹園100ha(果樹園全体面積340ha)



遠赤青汁(株)の高岡社長から有機ケール栽培の取り組みの説明を受ける参加者

の内10haを借り受け、その中には草木が生い茂りジャングル化しているものもあって、ウンボなどを使って農地に復元。地域は畜産が盛んで畜産農家から堆肥を譲り受け、数年掛けて土づくりを行い、有機のケール栽培に取り組んでいます。ケールはアブラナ科に属し、キャベツやブロッコリーなどの原種の緑黄色野菜。本社で粉末などにして機能性食品として販売しています。

今治市は、昭和58年度から学校給食に市内で生産される農産物や

有機農産物を使用し、市内で生産されない物なるべく地元

に近いところから入手するなど、早くから地産地消に取り組んでいます。そして、平成15年度から市役所の農林振興課内に地産地消推進室を立ち上げ、市民運動としての地産地消を推進し、広く一般家庭に普及させるための取り組みを始めております。その具体的なものとして、「地産地消推進協力店」の認証や「地産地消のサポーター」の登録があります。また、平成18年9月に地産地消や食育を推進する「今治市食と農のまちづくり条例」を制定しております。



今治市役所の担当職員から学校給食での有機栽培農産物の地産地消の取り組みの説明を受ける参加者

# 有機農業推進法成立

国と地方自治体（都道府県、市町村）に、農業者や消費者と協力しながら有機農業を進めるための責務を負わせる有機農業推進法が昨年12月に成立し、施行されました。

この法律は、有機JAS制度が食品表示の規制といった消費者の保護を目的にしているのに対し、有機農業を推進し、その発展を目的とした生産者の側に立った法律です。

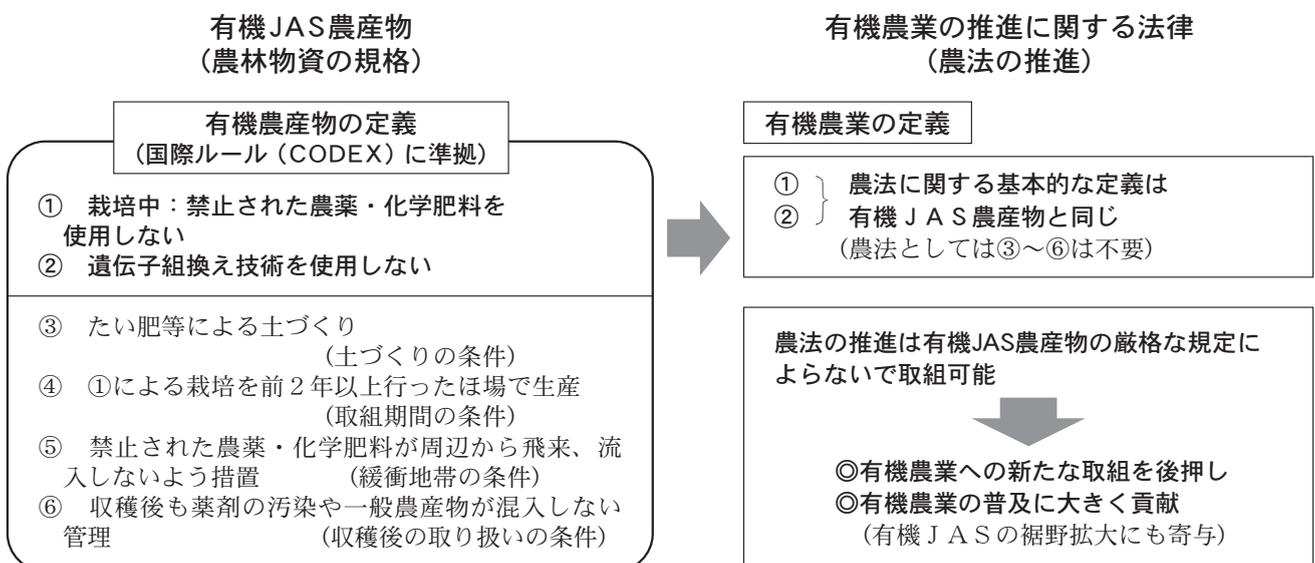
有機農業の定義は「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と明記されています。

有機農業推進の基本理念は、①農業者が容易に有機農業に従事できるようにすること、②農業者など関係者が積極的に有機農産物の生産・流通・販売に取り組めるようにするとともに、消費者が有機農産物を容易に入手できるようにすること、③有機農業者、有機農産物の流通・販売者と消費者との連携を図ること、④農業者など関係者の自主性を尊重しつつ推進すること、としています。

有機農業を推進するために、まず国（農林水産大臣）が、①有機農業の推進に関する基本的な事項、②有機農業の推進及び普及の目標に関する事項、③有機農業の推進に関する施策に関する事項、④その他有機農業の推進に関し必要な事項からなる「有機農業の推進に関する基本的な方針」（基本方針）を定めます。次に都道府県は国の基本方針に則して「有機農業の推進に関する施策についての計画」（推進計画）を定めるように努める、となっています。

国及び地方自治体の責務は、①有機農業者や有機農業を行おうとする者を支援するために、有機農業に関する技術の研究開発とその成果の普及、②消費者に対する有機農業に関する知識の普及や啓発のための広報活動、③有機農業者と消費者の相互理解を増進するための有機農業者と消費者との交流促進、④有機農業の推進に必要な調査、⑤有機農業の推進のための活動の支援に必要な施策、を行うとしています。また、国は地方自治体が行う有機農業の推進に関する施策について必要な指導、助言、その他の援助を行うことができる、となっています。

## 有機農業の推進に関する法律と有機JAS農産物の関係



## 改正有機JAS規格

平成18年10月27日に「有機農産物の日本農林規格」、「有機加工食品の日本農林規格」が改正されました。そのポイント、改正内容は次のとおりです。

### 1. 有機JAS規格改正のポイント

#### (1) 有機農産物

##### (1) 対象に木材腐朽菌きのこ類を追加

① 有機農産物の生産原則に「きのこ類の生産にあつては農林産物に由来する生産力を含む。」との規定を追加し、きのこ類が対象であることを明確化。

② 生産方法についての基準に「きのこ類の生産に用いる資材の適合基準等」を追加。

(2) 別表1の肥料及び土壌改良資材の要件に「原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないこと」を追加。

(3) 有機農産物の生産に使用が認められる「肥料及び土壌改良資材」等を追加。

#### (2) 有機加工食品

(1) 有機加工食品の定義について、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める有機農産物及び有機畜産物の重量の割合が95%以上であるものとし、食品添加物は非有機の原材料として取扱うことを明確化。

(2) 有機加工品の生産に使用が認められている食品添加物等の整理。

### 2. 有機農産物等の日本農林規格の改正内容について

#### (1) 有機農産物の日本農林規格

##### ア 第2条（有機農産物の生産の原則）

土壌の性質に由来する農地の生産力により栽培された農産物に加え、農林産物に由来する生産力により栽培されたきのこ類も、有機農産物の規格として含めるため、「(きのこ類の生産にあつては農林産物に由来する生産力を含む。)」を追記する。

##### イ 第4条（生産の方法についての基準）

・使用可能な肥料や土壌改良資材には、組換えDNA技術によって生産された原材料を用いたも

---

のが含まれないことを明確化する。

- ・パブリックコメントを踏まえ、きのかの類の生産に用いる資材は、有機農産物等の日本農林規格に定める生産の方法で生産されていればよいものとし、必ずしも有機JASマークが貼付されていることまでは求めない。
- ・パブリックコメントを踏まえ、堆肥栽培きのかについては、①の資材の入手が困難な場合、従来から使用可能な別表1の肥料及び土壌改良材に限り使用可能とする。
- ・パブリックコメントを踏まえ、一般管理の項の「植物」をきのかの類も対象であることを明確化するため、「植物又はきのかの類」とする。

#### ウ 別表1～3

- ・コーデックスガイドラインとの整合性を図るとともに、有機農産物で使用可能なリストに、岩石を粉砕したもの、食酢、乳酸、リグニン、製糖産業の副産物を追加する。
- ・硫酸苦土肥料及び水酸化苦土肥料については、炭酸カルシウムとの整合性をとり、同様に肥料の文言を削除。
- ・パブリックコメントを踏まえ、硫酸加里、硫酸苦土肥料、塩化ナトリウム、食酢、乳酸の使用基準を見直す。

#### エ 附則

- ・組換えDNA技術によって生産された原材料が含まれている資材は使用できないとの規定は、コーデックスガイドラインに沿ったものであるが、組換えDNA技術による原料の混入が防止されていることを証明することは困難であることから、経過措置として次回定期見直しまでの4年間は従前の取扱いを可能とする。
- ・古紙に由来する農業用資材（製造工程において科学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）、シーダーテープ（種子が帯状に封入された農業用資材）及びキウイフルーツへの追熟目的でのエチレン使用については、これらを使用しない技術が十分普及・定着している状況にはないことから、直ちに新しい規定を適用することが困難であり、経過措置として3年間に限り使用を認め、その後、改めて検討する。

### (2) 有機加工食品の日本農林規格

#### ア 第3条（定義）

- ・原材料（食塩、水、加工助剤を除く）の重量に占める、非有機原材料の重量を5%以下とする基準には、別表1に掲げる食品添加物を含めることを規定する。
- ・部会の指摘及びパブリックコメントを踏まえ、有機加工食品の定義の書きぶりを変更。

#### イ 第4条（生産の方法についての基準）

- ・原材料（食塩、水、加工助剤を除く）の重量に占める、非有機原材料の重量を5%以下とする基準には、別表1に掲げる食品添加物を含めることを規定する。
- ・部会の指摘及びパブリックコメントを踏まえ、原材料の使用割合の書きぶりを変更。
- ・不足条項を追加するとともに、書きぶりを整理する。

ウ 別表1～2の改正

- ・一般飲食物添加物を追加するとともに木灰の基準を追加する。
- ・パブリックコメントを踏まえ、別表1中、削除案のゼラチンは一般飲食物添加物であるが、基準が定められていることから、現行どおりとするよう変更する。
- ・食用に用いられる植物の抽出物を追加する。
- ・文言整理のため、別表2の薬剤において、基準の書きぶりを一部見直す。

エ 附則

- ・規制強化となる改正内容が含まれていることから、経過措置として1年間は改正前の規格の規定に基づく格付を認める。

事務所案内図



編 集 後 記

JAS法が改正され、登録認定機関として認定業務を行うためには、改めて農林水産大臣に認可を受け直すことが必要となった訳ですが、昨年末現在、旧法では95あった登録認定機関が57しかなく、また、認定従事者についても昨年9月末現在、旧法では5,478件あったものが1,216件しかございません。登録認定機関にしても認定従事者にもまだこれから認可なり、認定を受けるところもあると思いますが、メリットなどの問題で、旧法の数ほどにはならないと思います。そう言う中で、私どもの旧法の認定従事者は全員が新法でも認定を受けることとなります。有難いことです。皆様方の期待に応えるため新法下でも頑張ります。